

IV 資 料

条例及び規則

日野市立図書館設置条例(現行条例と一部変更した当初の条例部分) 昭和40年6月20日 条例第12号

(設置)

第1条 図書その他の資料の収集及び提供を行い、市民の学習及び文化活動に資するため、図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定により、日野市に図書館を設置する。

☞ <当初> 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定により、日野市に図書館を設置する。

(構成)

第2条 図書館は中央図書館及び分館によって構成される。

(名称と位置)

第3条 中央図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 日野市立中央図書館

位置 日野市豊田二丁目49番地

☞ <当初> 位置 日野市大字日野2900番地

2 分館の名称及び位置は、別表で定める。

☞ <当初> 分館の名称及び位置は、日野市教育委員会規則で定める。

(最低基準)

第4条 削除(平成12条例29)

☞ <当初> 図書館は、図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)第2章に規定された公立図書館の最低基準を下がってはならない。

(職員)

第5条 図書館には、館長1名、副館長1名、専門職員若干名、事務職員若干名を置く。なお、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

2 図書館の館長は、図書館機能を達成するため、図書館法に定める専門的職員のほか館長として必要な学識経験を有する者とする。

☞ <当初> 図書館の館長は、図書館法第13条第3項に規定せられた館長の資格を有するものでなければならない。

3 図書館職員の定数は、日野市職員定数条例の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和40年6月20日から施行する。*平成21年最終改正

日野市立図書館運営規則 昭和40年9月15日 教育委員会規則第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、日野市立図書館設置条例(昭和40年条例第12号)第6条の規定に基づき、日野市立図書館(以下「図書館」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 図書館奉仕

第1節 通則

(事業)

第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- | | |
|---------------------------------------|----------------------------|
| (1) 図書館資料の収集、整理及び保存 | (2) 個人貸出、団体貸出 |
| (3) 読書案内及び読書相談 | (4) レファレンスサービス |
| (5) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励 | |
| (6) 館報その他の読書資料の発行及び頒布 | (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供 |
| (8) 他の図書館、学校、公民館、研究所等との連絡、協力 | (9) 図書館資料の図書館間相互貸借 |
| (10) 市内の学校図書館への資料提供と指導 | (11) 読書団体との連絡、協力及び団体活動の促進 |
| (12) 地方行政資料の収集及び提供 | (13) 視聴覚資料の収集及び提供 |
| (14) 移動図書館の運営 | (15) 配本所の設置及び運営 |
| (16) その他館の目的達成のため必要な事業 | |

(図書館奉仕を受けることができる場所と日時)

第3条 日野市内に居住又は通勤若しくは通学する者は、図書館、配本所、移動図書館駐車場のどこにおいても、図書館奉仕を受けることができる。

2 図書館の休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、日野市立図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めたときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日を別に定めることができる。

3 図書館の開館時間は、別表第2のとおりとする。

4 配本所及び移動図書館駐車場については、その各々について図書館奉仕を行う日時を館長が指定する。

(利用の制限)

第4条 この規則又は館長の指示に従わない者に対して、館長は図書館の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(損害の弁償)

第5条 利用者が図書館資料若しくは設備器具等を、甚しく汚損又は破損若しくは亡失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第2節 個人貸出

(貸出の手続)

第6条 図書館が発行し交付した貸出券を所持する者は、図書館の図書資料を借り受けることができる。

2 前項の貸出券は、第3条第1項に規定する者で貸出登録した者に交付する。

(貸出券の紛失)

第7条 貸出券を紛失したときは、3日以内にこれを届け出なければならない。

2 貸出券が登録者本人以外によって使用され、損害が生じた場合、その責めは登録者本人に帰するものとする。

(資料の貸出点数及び期間)

第8条 資料(図書・雑誌)の貸出点数は合わせて30点を上限とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その点数及び期間を別に指定することができる。

(資料の返納)

第9条 資料を返納期間内に返納しなかつた者に対し、館長は、状況により一定期間資料の利用を禁止することができる。

2 資料を貸出期間後引続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返納期日から14日間を限度とする。

第3節 団体貸出

(貸出の手続)

第10条 団体で図書館の図書資料を利用できるものは、市内の事業所、機関又は団体等で図書館が発行し交付する団体貸出券を所持するものとする。

2 団体で図書資料を利用しようとするものは、登録し団体貸出券の交付を受けなければならない。

(資料の貸出点数及び期間)

第11条 団体で利用する資料の貸出点数及び貸出期間は、館長が指定する。

(貸出券の紛失及び資料の返納)

第12条 貸出券の紛失及び資料の返納に関しては、第7条及び第9条の規定をそれぞれ準用する。

第4節 集会室の利用

(利用の許可)

第13条 集会室を利用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第14条 集会室の利用について、次の各号の一に該当すると館長が認めた場合は、利用を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第15条 集会室の利用について、次の各号の一に該当する場合は、利用許可を取消し、変更又は停止することができる。

(1) 利用者がこの規則に違反したとき。 (2) 災害その他の事故により、集会室の利用ができなくなつたとき。

(3) 館長が図書館運営上特に必要があると認めたとき。

第3章 資料の受贈及び委託

(資料の受贈)

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、他の図書と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

(資料の委託)

第17条 図書館は、図書館資料の委託を受けることができる。

2 委託資料は、図書館所有の資料と同様の取扱いをする。

3 図書館は、委託資料の亡失、破損についてその責めを負わない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。＊平成22年最終改正

日野市立図書館処務規則 昭和40年9月15日 教育委員会規則第5号

第1条 この規則は、日野市立図書館設置条例(昭和40年条例第12号)及び日野市立図書館運営規則(昭和40年教育委員会規則第4号)において定めるもののほか、日野市立図書館(以下「図書館」という。)の事務の処理について必要な事項を規定し、その組織的、能率的運営を図り、もつて図書館奉仕の機能の達成に資することを目的とする。

第2条 館長は、上司の命を受けて館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故あるときはその職務を代行する。

第3条 図書館における事務の分掌は、次のとおりとする。

中央図書館

庶務係

- (1) 図書館計画の立案及び進行管理に関する事。
- (2) 文書の収発、保管及び公印の管理に関する事。
- (3) 職員の人事、服務、福利厚生に関する事。
- (4) 臨時職員や嘱託員等の雇用に関する事。
- (5) 予算の執行及び物品管理に関する事。
- (6) 図書館運営状況の評価に関する事。
- (7) 図書館協議会に関する事。
- (8) 施設・設備の修繕、改修に関する事。
- (9) 関係部署との連絡・調整に関する事。
- (10) 統計及び調査・回答に関する事。
- (11) その他、他の係の所管に属さない事。

業務係

- (1) 中央図書館の館内業務に関する事。
 - ア 館の運営及びサービス計画の立案、実施に関する事。
 - イ 資料の選択、収集、保存、除籍に関する事。
 - ウ 資料の利用、読書案内及びレファレンスサービスに関する事。
 - エ 地域資料及び行政資料の収集及び保存に関する事。
 - オ 子ども読書活動の推進に関する事。
 - カ 施設の貸出・管理に関する事。
- (2) 図書館資料予算の執行管理に関する事。
- (3) 図書館資料の受入及び蔵書構成に関する事。
- (4) 図書館運営の調査・研究及び企画に関する事。
- (5) 図書館資料の相互貸借、関係機関との連携に関する事。
- (6) 図書館や読書に関する行事の立案、実施及び奨励に関する事。
- (7) 図書館刊行物の発行に関する事。
- (8) 職員の研修に関する事。
- (9) 実習生の受入に関する事。

奉仕係

- (1) 移動図書館の館内業務に関する事。
 - ア 館の運営及びサービス計画の立案、実施に関する事。
 - イ 資料の選択、収集、保存、除籍に関する事。
 - ウ 資料の利用、読書案内及びレファレンスサービスに関する事。
 - エ 地域資料及び行政資料の収集及び保存に関する事。
 - オ 子ども読書活動の推進に関する事。
- (2) 移動図書館車の維持管理に関する事。
- (3) 障害のある人々へのサービスに関する事。
- (4) 視聴覚ライブラリーに関する事。
- (5) 学校・施設・団体への読書活動支援及び図書館資料の貸出に関する事。
- (6) 図書館の広報、宣伝、年間事業予定に関する事。
- (7) 図書館のボランティア活動に関する事。
- (8) 図書館情報システムに関する事。

分館(高幡・日野・平山・多摩平図書館、市政図書室、百草図書館)

- (1) 分館の館内業務に関する事。
 - ア 館の運営及びサービス計画の立案、実施に関する事。
 - イ 資料の選択、収集、保存、除籍に関する事。
 - ウ 資料の利用、読書案内及びレファレンスサービスに関する事。

エ 地域資料及び行政資料の収集及び保存に関すること。

オ 子ども読書活動の推進に関すること。

カ 施設の貸出・管理に関すること。

(2)施設・設備の維持管理に関すること。

第4条 係に係長を置く。係長は上司の命を受け、分掌事務をつかさどり、所属職員を指揮する。

2 図書館に分館長、主幹及び副主幹並びに主査を置くことができる。分館長は上司の命を受け、分掌事務をつかさどり、所属職員を指揮する。主幹、副主幹及び主査は上司の命を受け、担当の事務を処理する。

3 係に主査並びに主任長、主任及び長期主任を置くことができる。主任長は上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を処理する。主任及び長期主任は上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

4 係に業務主任長、長期業務主任長、業務主任及び長期業務主任を置くことができる。業務主任長及び長期業務主任長は上司の命を受け、高度な業務の円滑な遂行に努めなければならない。業務主任及び長期業務主任は上司の命を受け、担当の事務の円滑な遂行に努めなければならない。

5 前各項に定める職員以外の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い職務に専念しなければならない。

第5条 館長は、次の事項につき意見を上司に具申する。

(1)図書館諸規定の制定又は改廃に関する事項 (2)職員の採用、進退、賞罰に関する事項

(3)予算に関する事項

(4)その他重要な事項

第6条 館長は、次の事項を専決する。

(1)図書館運営規則の実施に関すること。

(2)資料の選択、収集及び廃棄処理に関すること。

(3)図書館施設の供用に関すること。

(4)軽易な事項についての通達、申請、届出、報告、照会、回答等に関すること。

(5)所属職員の勤務に関すること。

(6)その他前各号に準ずる軽易な事項

第7条 上司が不在のとき、館長は、上司の所管事務のうち図書館に関するものはこれを代決する。ただし、重要なものは、上司の後閲を受け、又は承認を得なければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。*平成24年最終改正

日野市立図書館協議会設置条例(現行条例と一部変更した当初の条例部分) 昭和40年10月15日 条例第17号 (設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定により、日野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。(委員の定数)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1)学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 7人以内

(2)公募による市民 3人以内

☞ <当初> 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10名以内とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、日野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、委員に特別の事情があると認めたときは、任期中であつてもこれを解任することができる。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬の額)

第4条 委員の報酬は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の定めるところによる。

(委任)

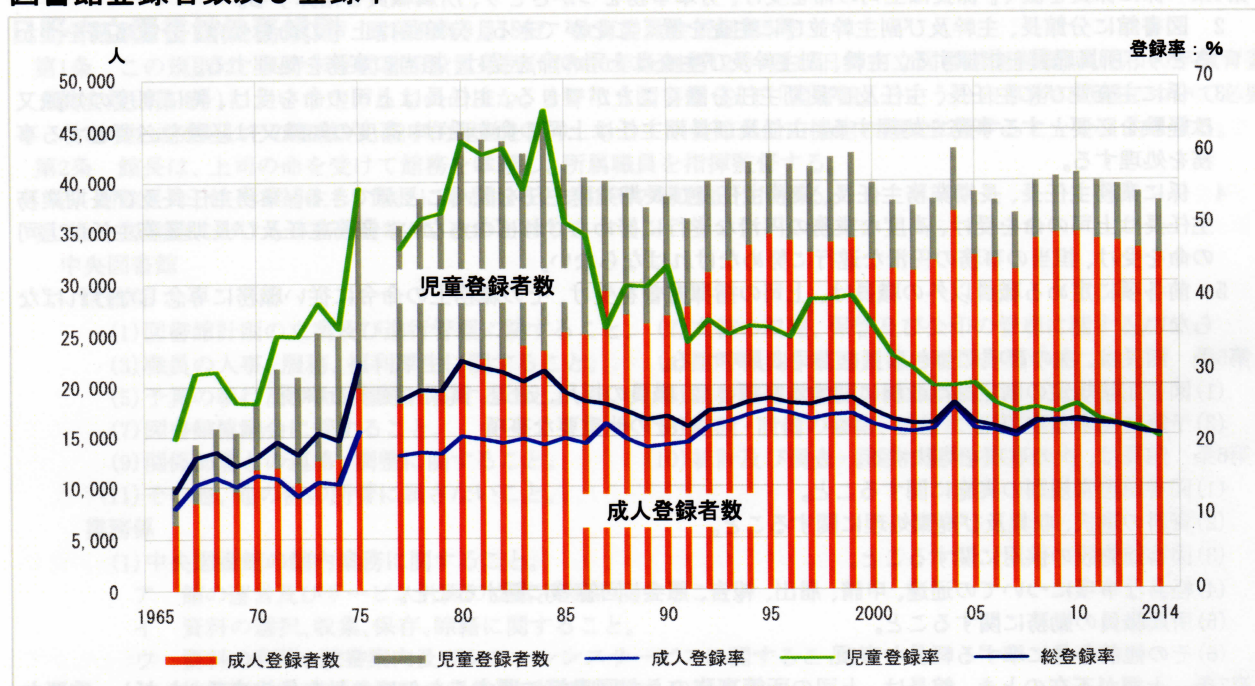
第5条 この条例で定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。*平成24年最終改正

グラフでみる50年(統計)

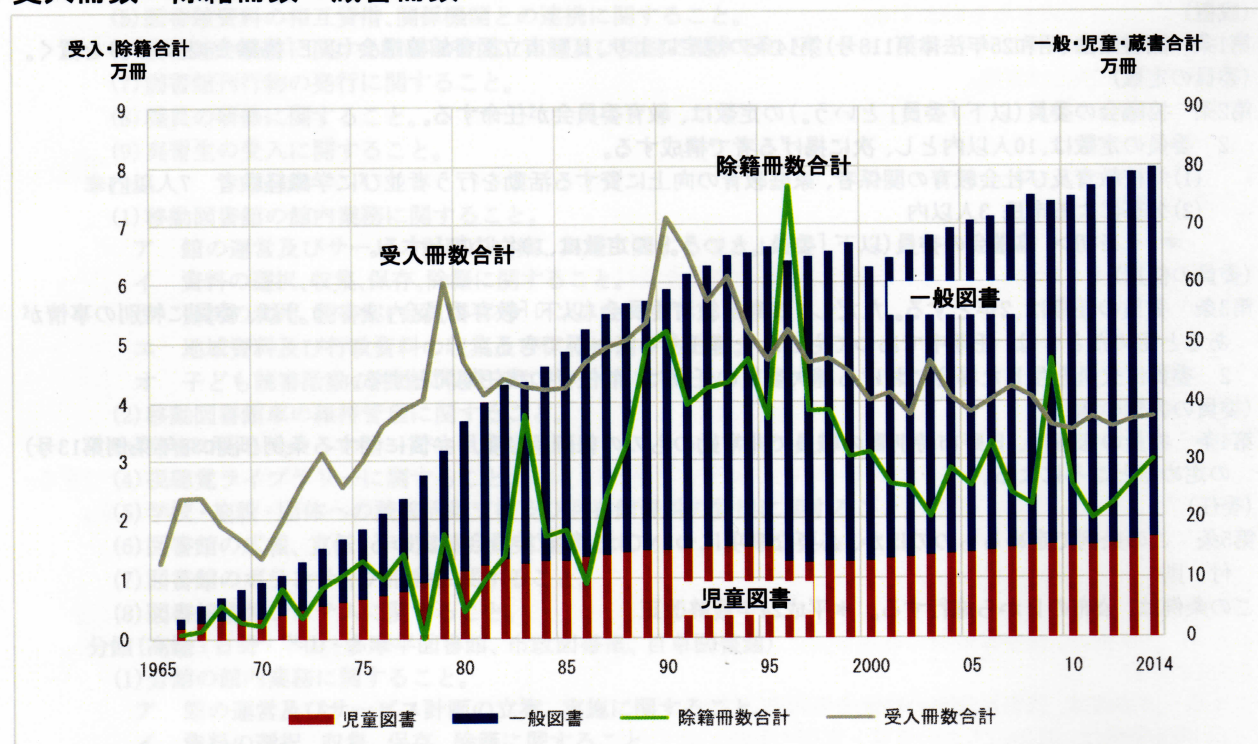
図書館登録者数及び登録率



注1：成人・児童の各登録率は年度末の成人・児童各登録者数を1月1日現在の総人口で除して算出。但し、総登録率は年度末の総人口で除して算出。注2：登録率は1年間に1回以上利用した人から算出。注3：1975年度の登録者数は2年間の累計。

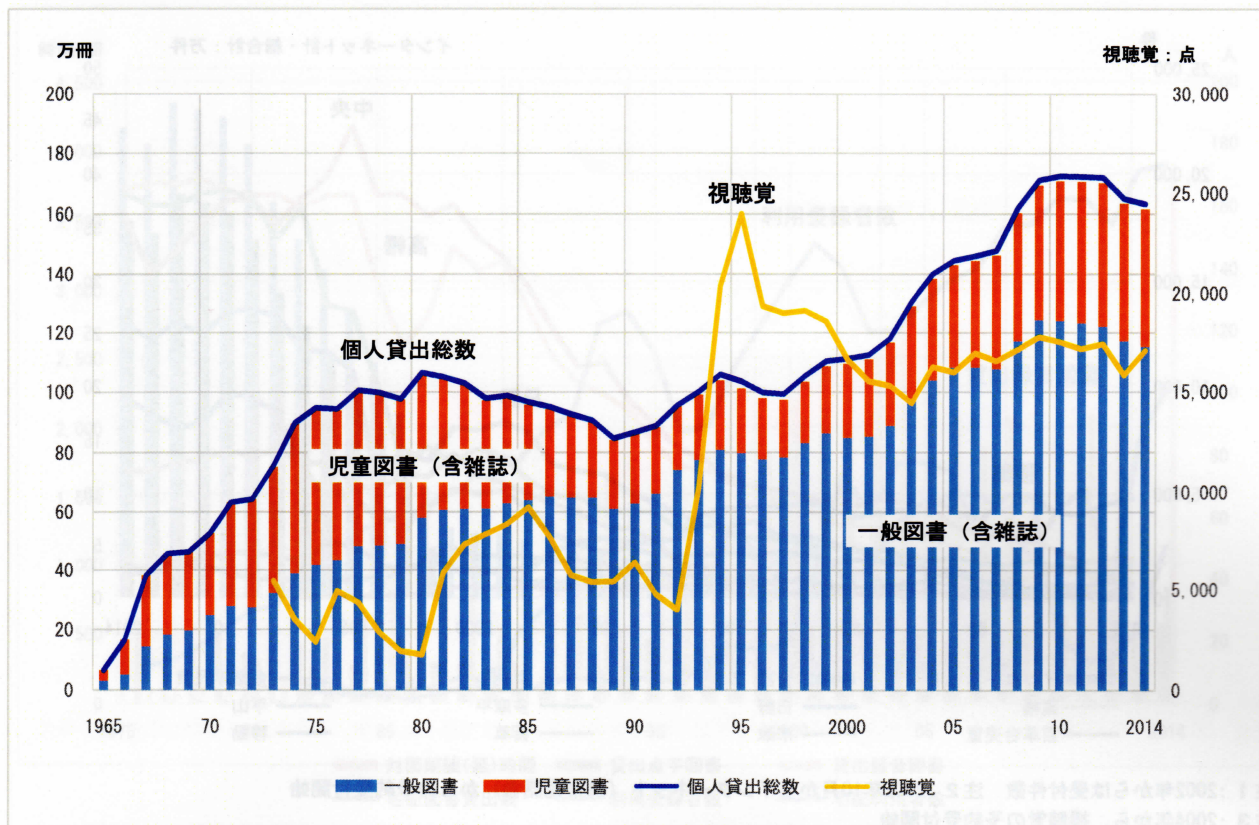
注4：1987年度の登録成人・児童の各数値は推定。

受入冊数・除籍冊数・蔵書冊数

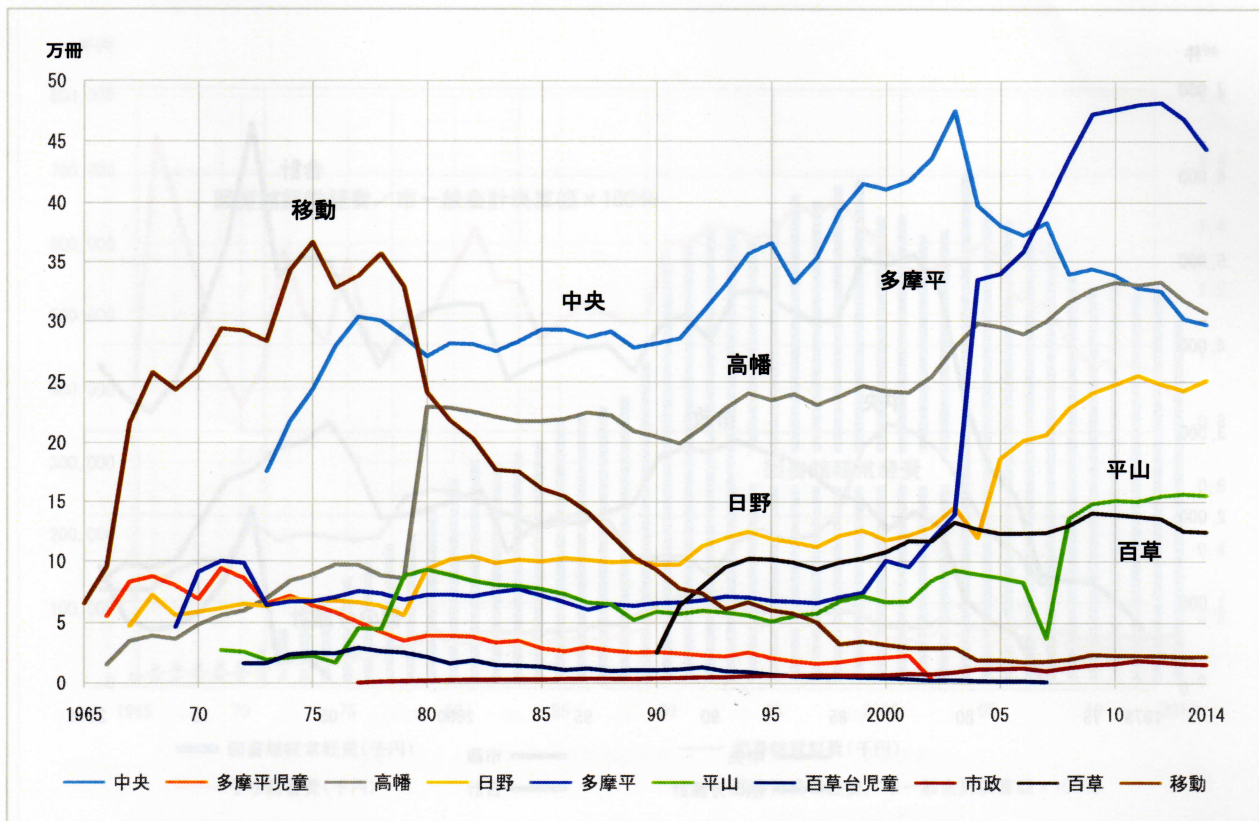


注：1999年度までは受入明細統計、2000年度からは電算出力統計による。

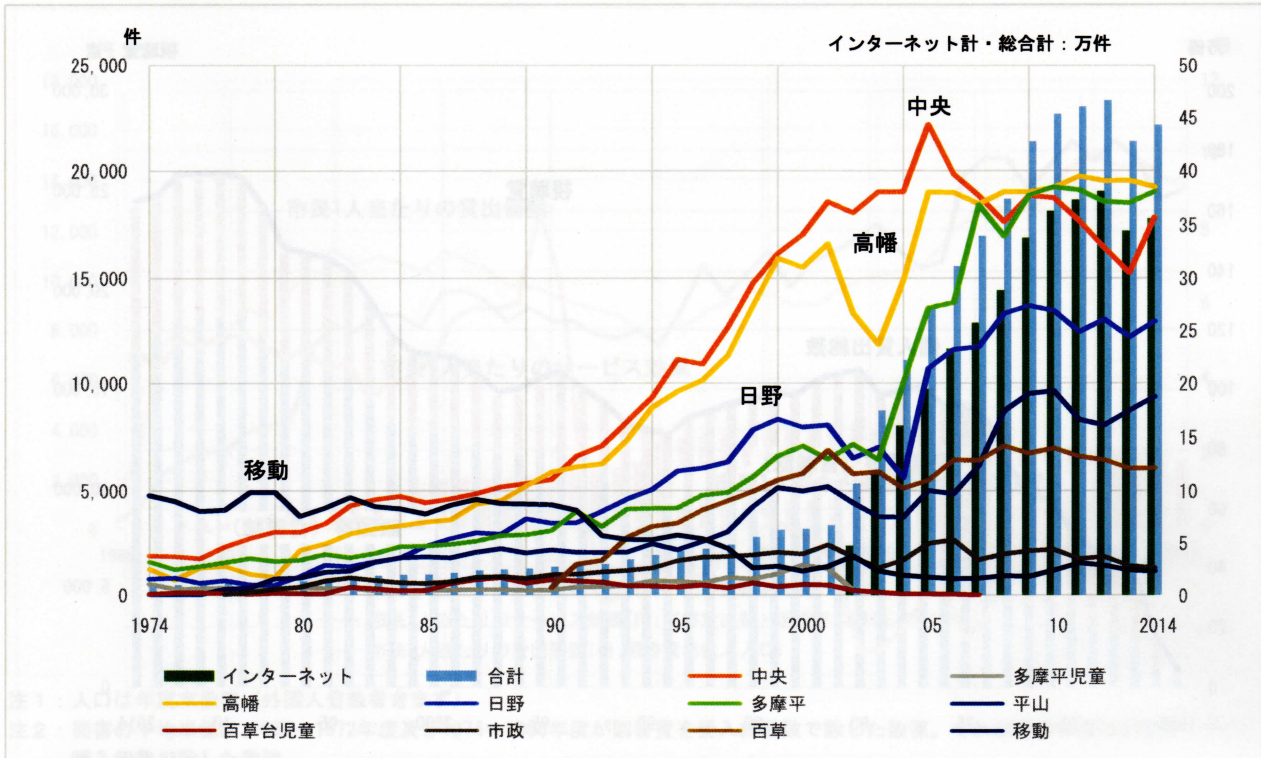
個人貸出数



個人貸出の施設別内訳

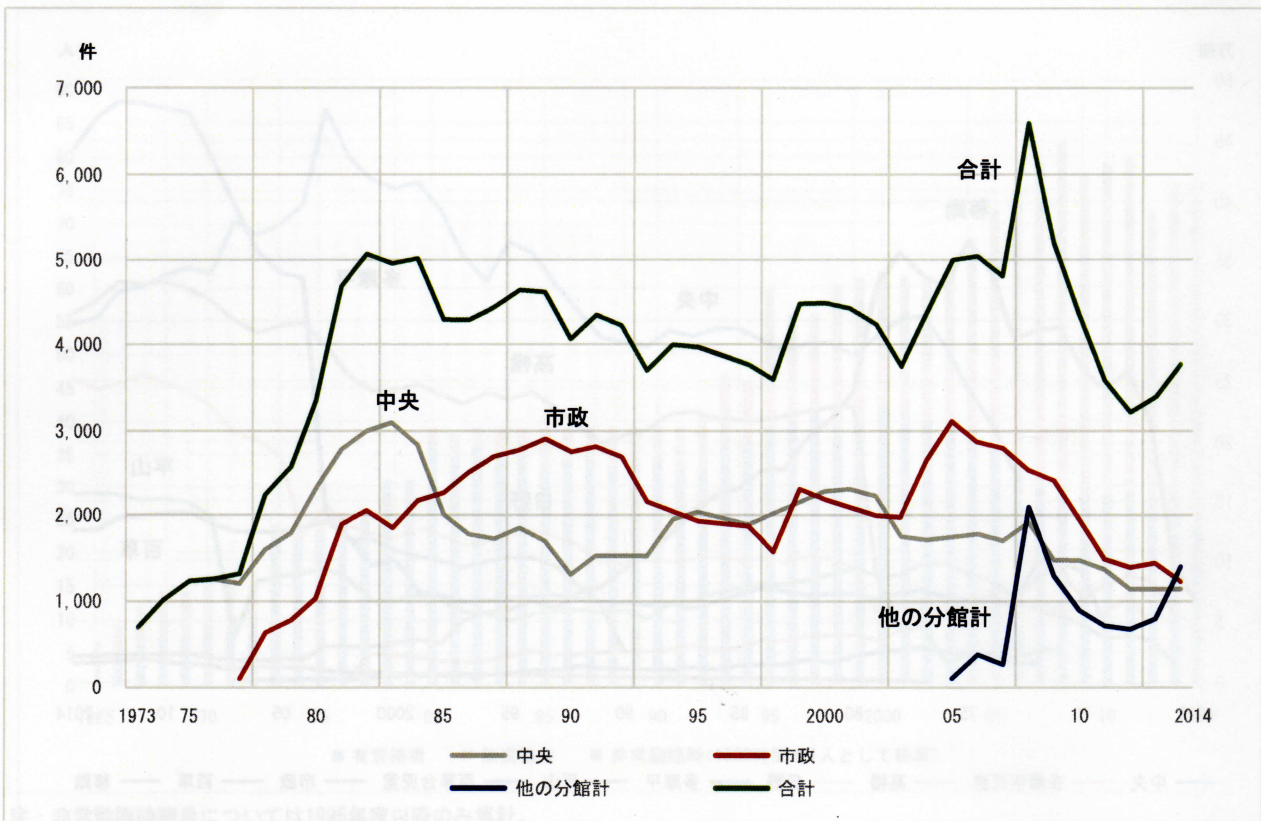


リクエスト処理件数

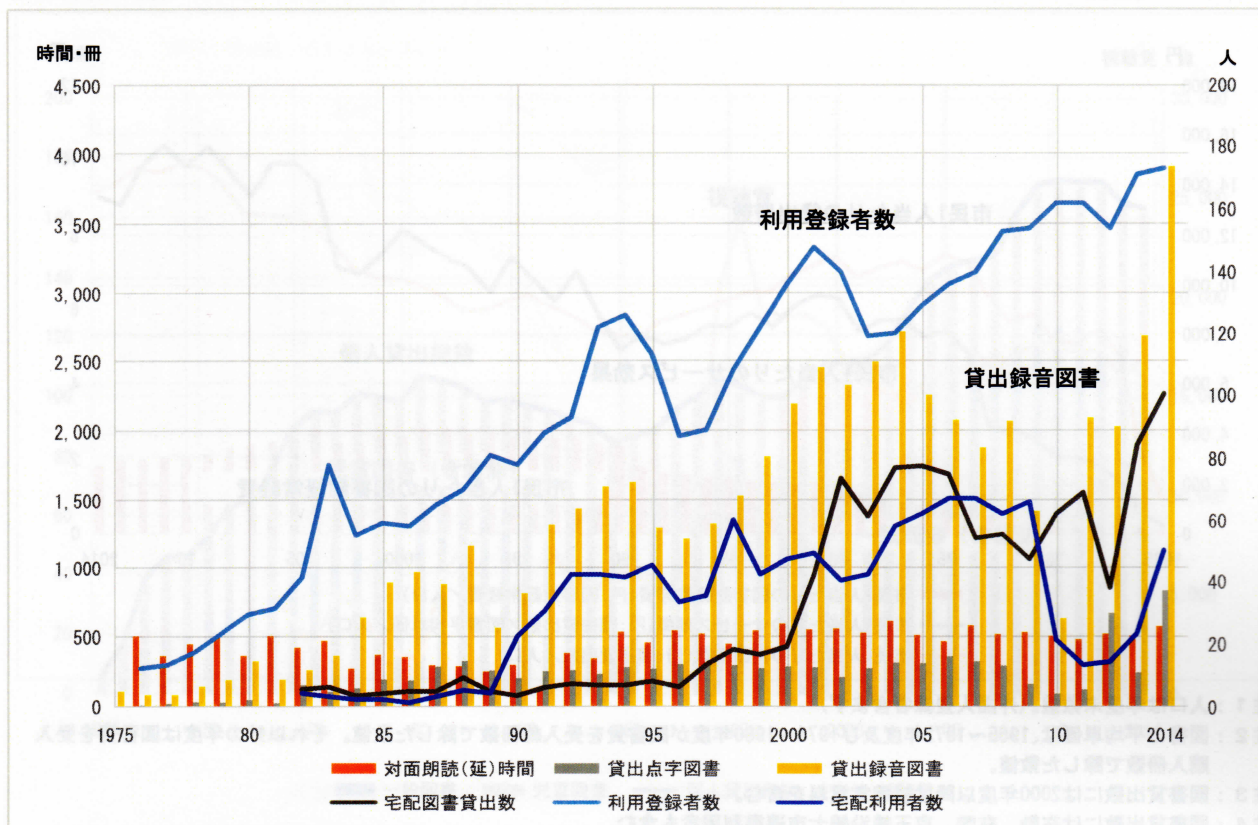


注1：2002年からは受付件数 注2：2002年10月からインターネット（携帯電話含）からの予約受付開始
注3：2004年から、視聴覚の予約受付開始

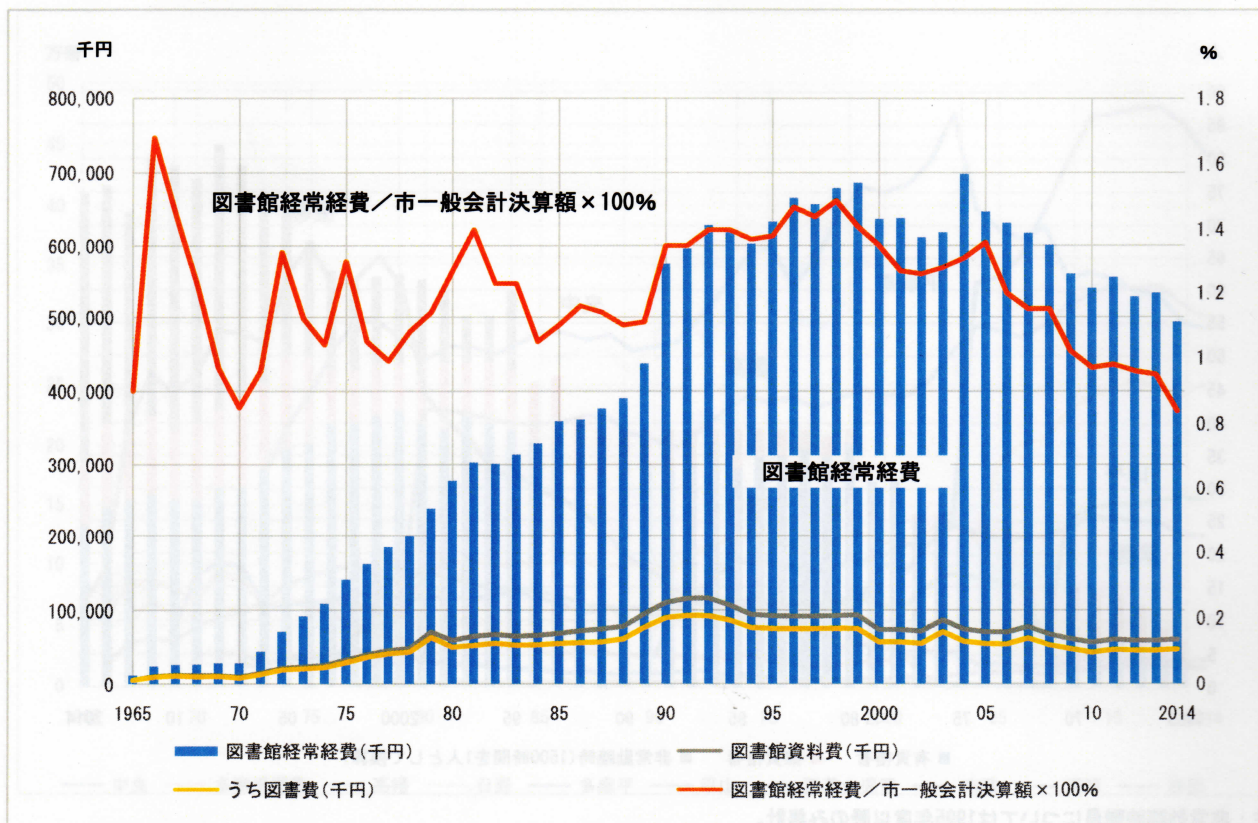
レファレンスサービス



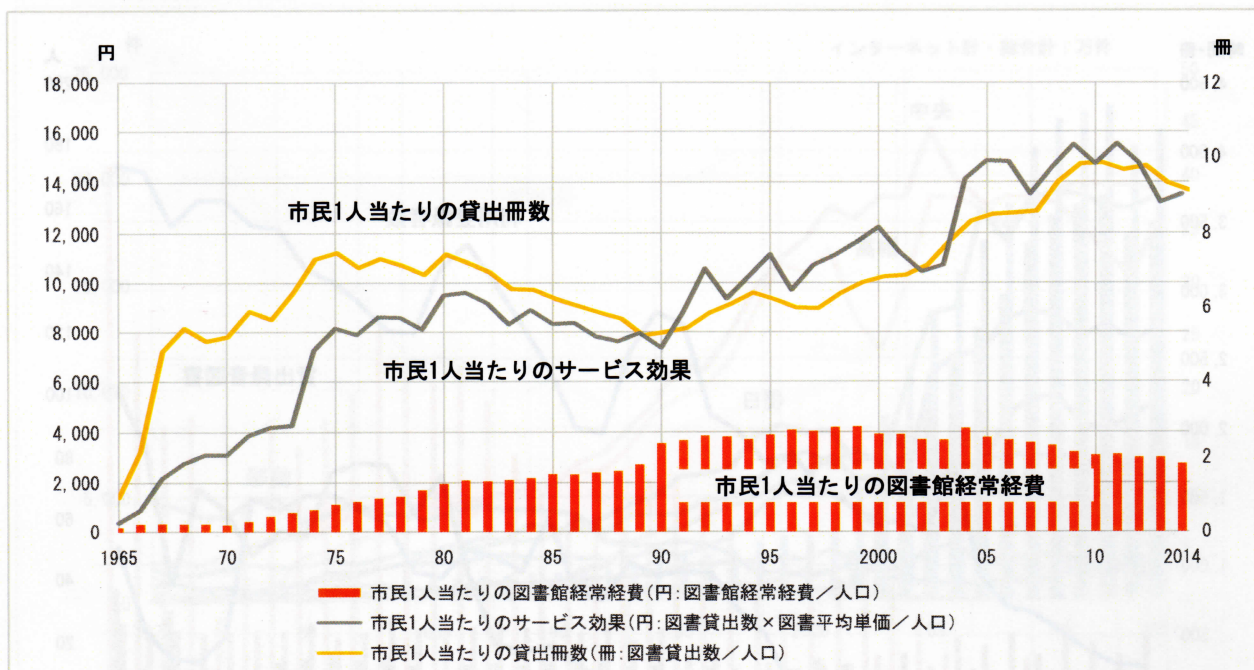
図書館利用に障害のある人々へのサービス



経 費



サービス指標



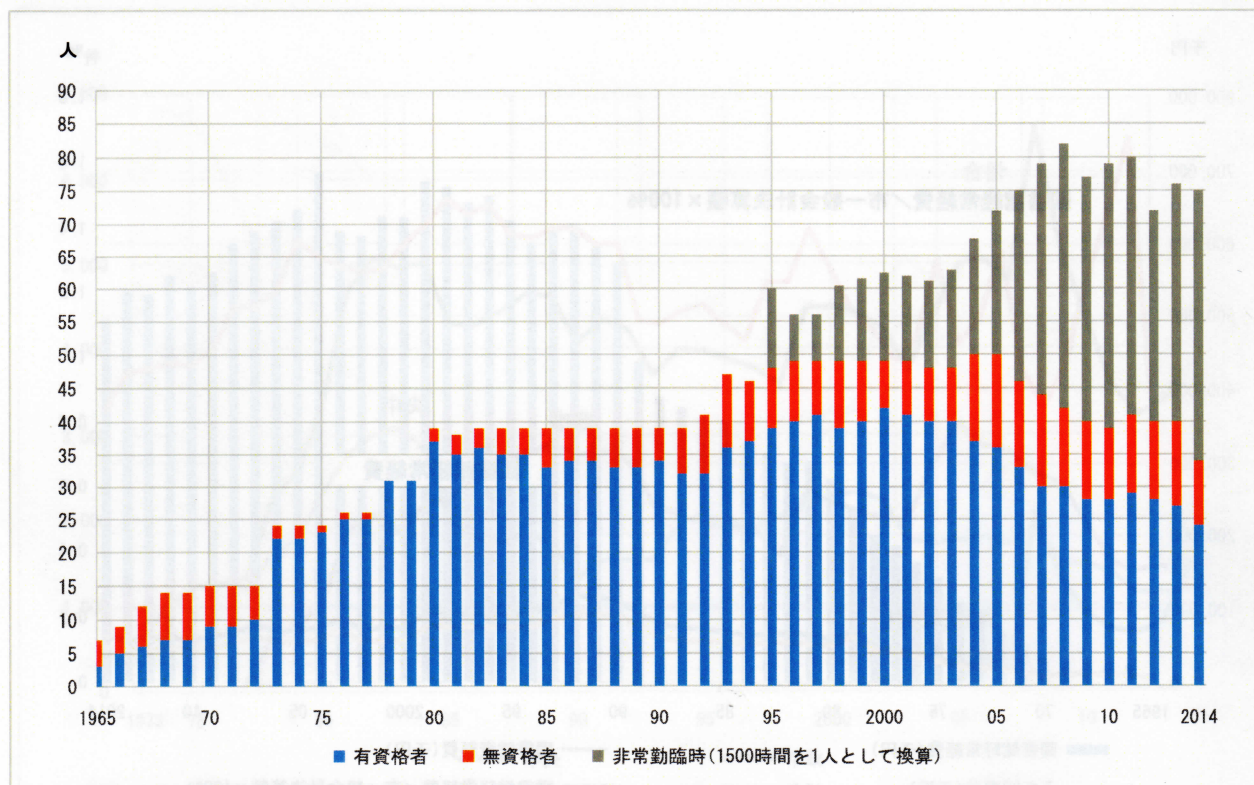
注1: 人口は年度末数値。(外国人登録者含まず)

注2: 図書の平均単価は、1965～1972年度及び1974～1980年度が図書費を受入総冊数で除した数値。それ以外の年度は図書費を受入購入冊数で除した数値。

注3: 図書貸出数には2000年度以降は視聴覚資料を含む。

注4: 図書貸出数には在勤、在学、京王線沿線七市連携利用者も含む。

職員数 (総数及び内司書有資格者数): 『日本の図書館』(日本図書館協会) より



注: 非常勤臨時職員については1995年度以降のみ集計。

参考文献

図 書

- 『業務報告 昭和40・41年度』 日野市立図書館 1967年3月
- 『市民の図書館』 日本図書館協会編 日本図書館協会 1970年
- 『有山崧著作集1・2・3』 有山崧著 前川恒雄編 日本図書館協会 1970年3月
- 『日野市立中央図書館建築計画 第1部』 日野市立図書館 1972年
- 『日野市の図書館設置計画に関する調査研究1972』 日本図書館協会 1972年
- 『図書館の発見ー市民の新しい権利』 石井敦・前川恒雄共著 日本放送出版協会 1973年10月
- 『日野市立図書館調査報告書』 図書館問題研究会東京支部図書館システム研究委員会編
図書館問題研究会東京支部 1978年5月
- 『行政に役立つ図書館をめざして』 (図書館学教育資料集成) 池谷岩夫著 白石書店 1980年
pp. 89-96
- 『図書館の誕生 ードキュメント・日野市立図書館の20年』 関千枝子著 日本図書館協会
1986年4月
- 『図書館は訴えるー市民と読書』 (岩波ブックレット) 鈴木喜久一・砂川雄一共著 岩波書店
1986年5月
- 『日野市立図書館の発展計画のための調査・研究 1985』 日本図書館協会 1986年3月
- 『われらの図書館』 前川恒雄著 筑摩書房 1987年4月
- 『移動図書館ひまわり号』 前川恒雄著 筑摩書房 1988年4月
- 『有山崧』 (個人別図書館論選集) 前川恒雄編 日本図書館協会 1990年3月
- 「講演 図書館のシステム化と相互協力ー課題と展望ー」 砂川雄一講演 『東京都公立図書館
貸出研究会・講演集』 pp. 29-41 東京都公立図書館貸出研究会 1990年3月
- 『日野市立図書館の現状と当面する諸問題について』 砂川雄一著 1995年11月
- 『日野市「主要な施策の成果」に記載された図書館関係記事 (1965～1995)』『日野市議会会議録の
抜粋 図書館問題討議記録 昭和39年度第4回定例会・昭和40年度 第1回定例会』
砂川雄一作成 1997年2月
- 『日野市立図書館運営経費の決算額調べ1965～1995』 砂川雄一作成 1997年3月
- 『市民自治の確立を目指す自治体情報政策に関する考察 ー市政資料・情報センターの必要性和可
能性を中心にー』 (法政大学大学院社会科学部政治学専攻修士課程 政策研究プログラム)
戸室幸治著 2003年3月
- 『日野市立図書館市政図書室における地方行政資料サービス 1970～1990年代を中心に』
徐有珍著 2009年
- 『有山崧の視点からいま図書館を問う』 有山崧生誕100周年記念集会実行委員会編 有山崧生誕
100周年記念集会実行委員会 2012年9月

答申・計画

- 『新しいランドマークをめざしてー日野市立図書館の今後のあり方ー (答申)』
日野市立図書館協議会 2002年3月
- 『日野市立図書館におけるボランティアのあり方 (答申)』 日野市立図書館協議会 2004年2月
- 『日野市子ども読書活動推進計画』第1次・第2次・第3次 (策定中) 日野市立図書館編 日野市
第1次:2006年2月/第2次:2011年3月/第3次:2016年3月 (策定予定)
- 『くらしの中に図書館を (日野市立図書館基本計画)』 第1次・第2次 日野市立図書館編
日野市教育委員会 第1次:2008年8月/第2次:2013年3月

雑 誌

- 「これが公共図書館だー日野市立図書館の活動ー」図書館雑誌編集委員会編『図書館雑誌』vol. 61 no. 10 1967年10月 pp. 2-20 日本図書館協会
- 「日野市立図書館の10年」図書館雑誌編集委員会編『図書館雑誌』vol. 68 no. 6 1974年6月 pp. 200-214 日本図書館協会
- 「土地と人と建築と 日野市立中央図書館の建設が建築家に問いかけた建築の意味」鬼頭梓著『新建築』1973年8月 pp. 247-249 新建築社
- 「本のある風景 日野市立図書館」『こどもの本』vol. 1 no. 1 1975年1月 pp. 2-3 日本児童図書出版協会
- 「日野市立図書館における障害者サービスの実践」田代守著『みんなの図書館』no. 21 1979年3月 pp. 21-25 図書館問題研究会
- 「日野市立高幡図書館」新建築編『新建築』vol. 55 no. 7 1980年7月 pp. 242-248 新建築社
- 「行政に対する資料・情報サービス」砂川雄一著『図書館界』vol. 34 no. 1 1982年5月 pp. 115-120 日本図書館研究会
- 「日野市立図書館の果たした役割ー主として“中小レポート”との関連で(特集 資料提供の20年 日野図書館の歩みから未来をみる)」清水正三著『図書館雑誌』vol. 79 no. 6 1985年6月 pp. 330-333 日本図書館協会
- 「日野市立図書館『ひまわり号』の歩みとシステム化(特集移動図書館が走る)」森下芳則著『図書館雑誌』vol. 86 no. 11 1992年11月 pp. 779-781 日本図書館協会
- 「日野市立図書館の貸出しーその始まりと今ー(特集:貸出し)」飯倉直子著『LISN:Library & Information Science News』no. 128 2006年6月 pp. 1-4 キハラ
- 「日野市立図書館の障害者サービス」中山玲子事例発表『平成19年度 第93回全国図書館大会東京大会要綱』p. 172 日本図書館協会 2007年
- 「地域・行政資料サービスの未来ー『行政支援』という取り組み」清水ゆかり事例発表(平成18年度全国公共図書館サービス部門研究集会)『山梨県公共図書館協会報』No. 25 2007年3月
- 「建築家の自由 鬼頭梓と図書館建築(特命での依頼 日野市立中央図書館)／前川恒雄氏インタビュー 公共図書館の歴史が変わった日」鬼頭梓+鬼頭梓の本を作る会編『建築ジャーナル』2008年6月20日 建築ジャーナル社

映 像

- 『図書館とこどもたち』日本図書館協会企画・制作 わかば社製作協力 1979年
- 『うごく図書館』(わたしたちのくらし) NHK 教育テレビ 1985年9月9日放映
- 『あなたの要求を図書館へ』(聴覚障害者用図書館サービスPRビデオ) 日本図書館協会企画 NHK 放送研修センター制作 1991年

☆日野市立図書館に係る資料については、

当館ホームページ: <https://www.lib.city.hino.lg.jp/> 上に

「文献リスト」及び「新聞記事索引」として掲載されていますのであわせてご覧ください。

特別写真提供者

- 荻生敏彦氏 (NETテレビ) p. ii の*1・2とp. 66の*4
- 和木通氏 (彰国社写真部) p. 18の*3とp. 70の*6
- 石川氏 (福音館書店宣伝) p. 70の*5
- <以上三氏は撮影当時の所属>
- 井上博司氏 前川恒雄・有山至両氏の写真